

## 率先実行計画に係る具体的取組事例

### 1 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
<p>(1) 生産段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択 (ア) 再生紙の使用等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙類は、70%再生紙を使用し把握している。</li> <li>・白色度の低い用紙を可能な限り活用する。</li> <li>・100%再生紙を購入。</li> <li>・コピー用紙については白色度約70%の用紙を使用している。</li> <li>・コピー用紙については、全て環境ラベリング製品を使用している。その他の用紙類については、積極的に推進するよう努力中である。(本庁)</li> <li>・印刷物等における古紙利用率の明記については、今後、義務付ける方向で検討中である。(本庁)</li> <li>・事務用品については、極力、エコマークの表示されているものを購入している。(本庁)</li> <li>・エコマーク商品や、再生紙利用製品の購入に努めている。(地方)</li> <li>・バージンパルプの使用を一層削減していく。(地方)</li> <li>・再生紙の利用を拡大していく。(地方)</li> <li>・訓練用教範については、再生紙の使用に努める。(地方)</li> <li>・可能な限り、白色度の低い用紙を使用。(地方)</li> </ul>	<p>警察庁 公害等調整委員会 北海道開発庁 防衛庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・書紙類は、再生紙・非木材を使用している。</li> <li>・用紙類の購入時には、古紙の配合率を確認し、率の高いものを購入するよう努めている。</li> <li>・印刷物等については、再生紙を使用するよう仕様書等において指示している。</li> <li>・委託先及び請負先との要領又は仕様書の中で報告書を作成するときには、推奨リスト掲載製品やエコマーク事業対象製品を使用するよう必ず明記している。</li> <li>・白色度の低い用紙(70%程度以下)の使用に努めている。</li> </ul>	<p>環境庁</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙・罫紙は、環境ラベリング事業対象品及び古紙配合率70~100%製品を購入・使用している。</li> <li>・外注印刷物については、可能な限り再生紙の使用に努めている。</li> <li>・現在、70%程度の白色度の用紙を使用している。</li> <li>・事務用封筒及びトイレットペーパーについては古紙率100%のものを使用している。</li> </ul>	<p>法務省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙、事務用封筒、メモ用紙は、再生紙を含有したものを使用。</li> <li>・外交青書、ODA報告書は全て再生紙を利用。</li> <li>・コピー用紙の白色度は80%。</li> </ul>	<p>外務省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類については特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入。(本省)</li> <li>・委託先の報告書については、委託先に対して特段の事情がない限り、極力、再生紙を使用するよう依頼している。(本省)</li> <li>・印刷物等の外注に当たっては特段の事情がない限り、極力、再生紙を使用するよう依頼。(本省、国税庁)</li> <li>・白色度70度の再生コピー用紙を使用(A4:77,487,500枚)。(本省)</li> <li>・再生紙を使用するとともに、可能なものについては白色度の低い用紙を使用するよう努めている。(国税庁)</li> </ul>	<p>大蔵省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙、事務用箋については、各種環境ラベリング事業対象製品を購入。</li> <li>・文部省著作物について、原則として再生紙を使用し、その旨を裏表紙等に表記した。</li> <li>・白色度70%の用紙を使用している。</li> </ul>	<p>文部省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙はグリーンマークとエコマーク入りの再生紙を使用しており、その他封筒、紙製フラットファイル、インデックス紙、附箋紙等一括購入している紙製品については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入している。</li> <li>・外注に出す印刷物のうち、統計調査の印刷物のように特殊加工を必要とするものを除き、極力再生紙を使用するよう依頼している。</li> </ul>	<p>厚生省</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙等については、エコマーク、グリーンマークを入札仕様の要件としている。</li> <li>・古紙含有率100%を入札仕様の条件としている。</li> <li>・外注等による印刷物については再生紙を使用するよう指導している。</li> <li>・用紙類については、白色度80%と70%のものを購入しており、購入割合も半々にしている。</li> </ul>	<p>農林水産省</p>

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は全て再生紙であって、色白度70%としている。</li> </ul>	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年7月から全ての局所において白色度70%の製品を使用している。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は古紙配合率100%、白色度70%のものを使用。事務用箋、封筒等は全て再生紙を使用。トイレトペーパーは100%再生紙のものを全て使用。(本省)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外注による印刷物の一部に再生紙を使用。(本省)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・P P C用紙については、すべて再生紙を使用している。</li> </ul>	内閣法制局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の古紙利用率については、上半期は70%、下半期は100%。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレトペーパーは古紙利用率100%。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒については古紙利用率30%のものを使用。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外注等による古紙利用率を明記するまでは至っていないものの、問題とならない印刷物等については、順次導入を行っている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は白色度70%を使用。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約対象に白色度70%、古紙含有率100%を追加した。</li> </ul>	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用するコピー用紙、事務用箋、封筒、伝票等の用紙類については、エコマーク対象製品又はこれと同等の再生紙を使用している。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類は100%再生紙を使用しているが、古紙利用率拡大、白色度のより低いもの選択に努めている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は、古紙利用率100%、白色度70%の再生紙のものを使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用箋は、エコマーク対象の再生紙を使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒は、古紙利用率100%再生紙のものを使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて使用する木材パルプの使用状況の把握については、用紙類は再生紙の使用状況を把握し、また、両面コピーの利用拡大、ミスプリントの再利用等を勧め、使用量の削減に努めている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外注等の印刷物については、再生紙を使用するよう努力している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙については、全て環境ラベリング事業対象製品としている。</li> </ul>	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、環境ラベリング事業対象製品及びこれと同等の再生紙を使用するよう指定している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙については、全て白色度70%のものを使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙導入率100%。</li> </ul>	金融再生委員会
<b>(イ) 再生品等の使用</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品の一括調達の際には、再生材で作られた物品を積極的に使用。</li> </ul>	総理府
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生プラスチックから作られた文具類を使用。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャープペン、ボールペン等の消耗品は、再生材料を用いたものを調達している。</li> </ul>	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査用品の鉛筆は間伐材を使用したエコ商品を購入している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具類についてはリサイクル製品を購入。</li> </ul>	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー、F A X等のトナーカートリッジは、リサイクルのルートが確立しているものを使用。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業衣等については、今後、再生材料から作られたものを購入する方向で考えている。</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・F A X及びプリンター用トナーカートリッジ関係については、リサイクル品の購入に努めている。</li> </ul>	科学技術庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生材料を使用した筆記具、ペットボトル再利用製品の制服(レンジャー服)等を購入した。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入の際には、推奨リスト等を参照し、極力、環境負荷の少ない製品を選択している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材を利用した鉛筆を購入している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能・価格等を考慮し、可能な限り再生材料使用物品の調達に努めている。</li> </ul>	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具類について積極的にリサイクル製品を購入し、使用するよう努めている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・F A X、プリンター等のトナーカートリッジについては、リサイクルのルートが確立しているものを使用している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光ペン、シャープペン、替え芯、メモ用紙など再生材料から作られたものを購入。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期レンタルのコピー機はリサイクル機を使用した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会議場の改修工事に際し、一部、間伐材を使用した。</li> </ul>	

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラットファイル、ボールペン、蛍光ペン等についてリサイクル商品を購入。 (本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光ペン、ボールペン、スティックのり等に再生プラスチック使用製品を使用。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・付箋紙、フラットファイル、ガムテープ等に再生紙使用製品を使用。</li> <li>・プリンターカートリッジは、再生部品及び再生材料を使用した製品を購入、又、ペットボトルの再生材を使用した作業服の導入を一部計っている。</li> <li>・コピー用紙は白色度70%のものを使用するなど、より無漂白製品に近いものを購入するよう努めている。</li> <li>・消耗品についても極力再生部品再生材料製品を購入するよう努めている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具については、多くを再生材料使用の物を採用している。</li> <li>・トイレットペーパーは無漂白製品を使用している。</li> <li>・事務室の移転に伴い、間伐材仕様の机を購入した。今後、新規購入は間伐材を利用していきたい。</li> <li>・複写機及びプリンターのトナーについては、リサイクルのための回収を随時行っている。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具(ファイル等)については再生品を使用。</li> <li>・消耗品(ペン類)は再生材料を使用。</li> </ul>	通商産業省 運輸省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の再生品を購入している。 フラットファイル：牛乳パックからのリサイクル品 シャープペンシル：食品トレイからのリサイクル品 ボールペン：食品トレイからのリサイクル品</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品については再生材料使用品を一部購入し使用。(本省)</li> <li>・鉛筆を購入する際は、産業資材として使用できない小径木で作られたものを選択。 (本省)</li> <li>・コピー機のトナーカートリッジは業者による回収を徹底。(本省)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具等について、エコマーク、グリーンマーク等のリサイクル商品への切替えを行っている。</li> <li>・トイレットペーパーは無漂白製品ではないが、おしぼりタオル、ふきん、雑巾については無漂白製品を使用。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する当該製品を可能な限りエコマーク付きのものに移行した。</li> </ul>	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する文具等は、調達の際カタログ等により再生材から作られたものを選択している。</li> <li>・事務用機の更新に当たっては、天板部分に間伐材を利用した製品を調達している。</li> <li>・初めて使用する原材料からの文具等を調達する場合にも、カタログ等でリサイクル可能なものを選択している。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文具類の一部についてリサイクル製品を取り入れているが、さらにその推進を図る。</li> <li>・コピー用紙については、全て無漂白のものを使用している。</li> <li>・間伐材事務製品の導入を検討していきたい。</li> </ul>	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(2) 使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択	
(ア) 環境負荷の少ない燃料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・灯油を購入している。</li> <li>・庁舎の暖房用等ボイラー燃料として、灯油を使用している。(本庁)</li> <li>・平成5年度から施設冷暖房用ボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に変更している。(試験研究施設)</li> </ul>	総理府 防衛庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房運転用燃料について、灯油と都市ガスを併用している。</li> <li>・冷暖房熱源は天然ガス・灯油を使用。(本省)</li> <li>・基本的に都市ガスを使用し、一部灯油を使用している。</li> <li>・平成6年度より中央合同庁舎第5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り換え、可能な限り環境負荷の小さい燃料を使用するよう努めている。</li> </ul>	外務省 大蔵省 文部省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない都市ガス(LNG)を使用。</li> <li>・灯油の購入に当たっては、含有硫黄分による汚染防止のため、納入業者から定期的に灯油試験分析表を提出させ、品質保持を図っている。</li> </ul>	農林産業省 宮内庁
(イ) 省エネルギー型のOA機器等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、コピー機等は省エネ型の機器を購入。</li> <li>・廃棄するOA機器等を廃棄物として適切に処理されるよう回収業者に指示。</li> <li>・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、販売店に適切な回収を行うよう依頼。</li> <li>・パソコン、コピー機等、省エネタイプの機器を選択。</li> <li>・廃棄するOA機器等を廃棄物として処理する適切な業者を選択。</li> </ul>	総理府 警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、適切に回収する業者を選択。</li> <li>・各メーカーの消費電力を比較し、消費電力の低い機種を選定している。</li> <li>・新規購入時には、省エネ及び環境に配慮した機器の選択に努めている。(本庁)</li> <li>・廃棄するOA機器については、業者回収により適切に処分。(本庁)</li> <li>・買い換えに当たっては、よりエネルギー消費の少ないものを選択するよう配慮している。(地方)</li> <li>・OA機器等や冷蔵庫中のCFCについて、専門業者に処理を委託している。(地方)</li> </ul>	総務庁 防衛庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務機器の購入・更新の際には、節電機能を有する機器を選択するよう努めている。</li> <li>・廃棄するOA機器については、廃棄物処理業者に適切に処理するよう指導している。</li> <li>・廃棄物処理業者に対して、適切に処理するよう指導している。</li> </ul>	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機システムの機種更新(レンタル・契約変更)を実施 大型汎用コンピュータ及び周辺機器： 1式 LAN用サーバ類等： 27台 パソコン： 679台 プリンタ： 72台</li> <li>機種更新に当たっては、すべての機器について国際エネルギースタープログラム適合機種を採用。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の更新及び新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択するよう努めている。</li> <li>・廃棄するOA機器については、東京都の認可を受けている廃棄業者に処分を委託。</li> <li>・エネルギー消費の少ないパソコン(：3,580台)、プリンタ(954台)を導入。</li> <li>・OA機器等を廃棄物として処理するよう廃棄業者に指導している(平成5年度購入分のプリンタ100台処理)。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、下取り電気店が規定どおり回収している。</li> <li>・OA機器等の借上げに当たっては、交換又は新規導入時にエネルギー消費のより少ないものを選定している(本省)</li> <li>・OA機器等については、導入の際に、省エネ機能が整備された製品を選択(省エネ型パソコン等500台)。(本省)</li> <li>・OA機器の廃棄は、専門業者に委託。(本省)</li> <li>・冷蔵庫の廃棄は、専門業者に委託。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギースターマーク付の製品等、省エネ性の高いものを導入。</li> <li>・OA機器の廃棄の際は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めている。</li> <li>・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めている。</li> <li>・率先実行計画の趣旨を踏まえ、省エネルギー型のOA機器等の導入などをさらに進めた。</li> </ul>	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年12月より厚生本省では、クライアント/サーバー型コンピュータシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現したが、その仕様書において、システムの前提条件として「省電力設計」の指示を行い調達したのを始め、パソコン等OA機器の導入に当たっては、性能、価格等に支障のない限り「省電力設計」を指示し調達を行っている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン及びプリンターの購入仕様書に消費電力を明記して購入。</li> <li>パソコン、プリンター及び複写機等には「国際エネルギースタートプログラム」適合機を導入している。</li> <li>廃棄するOA機器等の廃棄物としての処理については、メーカーとの打合せにより、リサイクルルートを確認の上処理し、また、産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の更改、新規購入に当たっては、仕様規格（最大消費電力を含む）を総合的に検討の上、選定している。</li> <li>産業廃棄物となる物品の処分については、委託契約により関係法令に基づき、適正な処理をすることを明文化している。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>OA機器については購入の際、仕様書において省エネルギー型である旨を記載。</li> </ul>	労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>OA機器や冷蔵庫等の新規購入の際、必ず交替、引き取りをしてもらっている。</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン、コピー機等の購入の際、省エネルギー型の機器を選択。（本省）</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機等について省エネ型を使用（複写機、電子計算機については、国際エネルギースタート計画適合機種（エナジースター）を選定）。</li> <li>廃棄する際は業者に適正な処理を強く依頼。</li> <li>冷蔵庫を廃棄する場合は、電気店に引き取りを依頼。</li> </ul>	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンの調達に係る入札の仕様書において、最大消費電力を条件の一つとしている。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規購入及び買い換えに当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。</li> <li>OA機器等を廃棄する場合は専門業者に委託し、適切に処理するよう依頼している。</li> <li>冷蔵庫を廃棄する場合は、家電専門店に引き取りを依頼している。</li> <li>買い換えを行う場合、エネルギー消費のより少ないものを選択している。</li> <li>廃棄を行う処理業者に対して、適切な処理を行うことを条件としている。</li> </ul>	会計検査院
<b>(ウ) 節水機器等の導入等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する際は、省エネ型の機器を選択。</li> <li>廃棄する洗濯機やルームエアコン等を廃棄物として処理する適切な業者を選択。</li> <li>廃棄されるルームエアコン中のCFCについて、適切に回収し、再利用する業者を選定。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>ルームエアコン等の新規購入に当たっては、節水型のものを選択するよう考慮。</li> </ul>	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に購入する場合は、節水型のものを選択するよう考慮している。（本庁）</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>買い換えに当たっては、節約型のものを選択するよう配慮している。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄する洗濯機、ルームエアコン等やルームエアコン中のCFCについて、専門業者に処理を委託している。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機、ルームエアコン等の買い換えに当たっては、節水型等の機器を選択するよう考慮。</li> </ul>	経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去するルームエアコンの冷媒については、回収・再利用を図るよう指示。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機の購入に当たっては、節水型の製品を選択。（本省）</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機及びルームエアコンの廃棄に当たっては、専門業者に委託。（本省）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機、ルームエアコン等については、省エネ性の高いものを購入。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄する冷蔵庫、ルームエアコン等は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄されるルームエアコン中のCFCについては、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>買い換えに当たっては、省エネ、節水型を導入している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄する冷蔵庫、ルームエアコン等は、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄するルームエアコン中のCFCについては、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理している。</li> </ul>	

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機、ルームエアコン等の買換えの場合には、最新のものを購入しており、そのほとんどが節水機能付である。</li> <li>洗濯機、ルームエアコン等の物品購入の際、業者に引き取ってもらい、適正に処理している。</li> </ul>	労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、同タイプのエアコンと比較をし、省エネ性の高いもの選定。</li> <li>洗濯機、ルームエアコン等を廃棄する際は業者に適正な処理を強く依頼。</li> <li>廃棄されるルームエアコン中のCFCの回収については、廃棄業者に依頼。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機の新規購入及び買い換えに当たっては、カタログ等により節水型のものを選択している。</li> <li>洗濯機を廃棄する場合は、家電専門店に取引を依頼している。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>洗濯機、ルームエアコン等の買換えの際には節水型等のものを購入するようにしている。</li> <li>廃棄されるルームエアコン中のCFCについて、処理業者に対し、適切な処理を行うことを条件としている。</li> </ul>	会計検査院
<b>(エ) 低公害車等の導入等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車に天然ガス車を4台導入した。</li> <li>次期交換時において、低公害車、低環境負荷型自動車の購入を検討。</li> <li>現在でも2,000cc以下の車種を選定。</li> </ul>	警察庁 公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度にハイブリッド車の購入について検討中である。(本庁)</li> <li>平成11年度は、11台導入を図ったところであり、12年度も引き続き導入を進める。(地方)</li> <li>各車両の更新時には、その使用目的に応じた大きさの車両を選択するよう努力している。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>低燃費・低公害車導入計画に基づき、計画的に導入している。</li> <li>平成11年度は、新たに低公害車6台(天然ガス車3台、ハイブリッド車3台)を導入した(本庁:政務次官車・事務次官車・幹部用車(天然ガス車3台)、自然局:3台(ハイブリッド車))。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度においてハイブリッド車導入を計画している。</li> <li>低公害車の開発状況を踏まえ、低公害車の導入について検討を行った結果、平成11年度において低公害車を1台導入した。</li> <li>より環境負荷の少ない自動車の導入について検討を行った。</li> </ul>	沖縄開発庁 国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイブリッド車1台を導入した。</li> <li>購入した公用車9台のうち低公害車を1台、エネルギー消費効率の高い車を7台購入した。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車への切替を計画的に進めるため、12年度予算要求に計上するなどの条件整備を行った。(本省)</li> <li>車の購入に当たっては、大臣車、次官車等を除き、小型車(2,000ccクラス)を選択。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイブリッド車を1台導入した。(国税庁)</li> <li>低公害車への切り替えに留意するとともに、現有の低公害車を優先的、積極的に利用している。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>使用実態の把握をし、11年度の導入に当たった。</li> <li>平成12年度までに保有台数の概ね10%の低公害車を導入予定であり、ほぼ予定を満している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の更新時に、可能な限り低公害車の導入を図る。平成13年度の更新により概ね全体の1割以上となる見込み。</li> <li>ハイブリッド自動車2台を導入し、優先的利用を図っている。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度からの3か年計画で、保有する公用車の10%に低公害車を導入する。平成11年度末現在、天然ガス車1台、ハイブリッド車7台。</li> <li>公用車の用途、使用実態等を踏まえ、必要最小限の大きさとなるよう配慮している。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>10%の目標達成のため積極的に検討。(平成11年度25台導入。)</li> <li>低公害車の走行性能・価格・霽が関近傍地における燃料供給施設の設置状況等を踏まえながら検討。(本省)</li> </ul>	労働省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の買換えに当たり、現状より燃費の良いものを選択。(本省)</li> <li>平成12年度において、ハイブリッド車購入予定。</li> <li>新車の購入の際は下取り車の大きさを超えないものを選定。</li> </ul>	人事院

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度に購入した公用車7台のうち、5台を低公害車（ハイブリッド車）とした。</li> <li>条件が整えば低公害車を導入する。また、現在保有している低公害車は、優先的に利用するよう指導している。</li> <li>使用実態を踏まえて車の大きさを決定し、規制に適合した車を選定している。また、目的に応じた車種を使用している。</li> <li>平成11年度にハイブリッド車1台を導入した。</li> <li>一部例外を除いて2,000cc以下の小型自動車としている。</li> </ul>	公正取引委員会 宮内庁 会計検査院
<b>(オ) その他使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の使用</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>塗料等については、販売業者に委ねられる。</li> <li>有機溶剤等の含有率の低い塗料を使用するよう指導。(地方)</li> <li>有機溶剤等含有率の低い水性塗料を使用するよう努めている。(試験研究施設)</li> <li>塗料等は、可能な限り水溶性のものを使用。(本省)</li> <li>有機溶剤等の含有率の低いものを使用している。</li> <li>塗料は、含有率の低いものを使用している。</li> </ul>	警察庁 防衛庁 環境庁 大蔵省 文部省 会計検査院
<b>(3) その他環境負荷の少ない製品、原材料等の選択</b>	
<b>(ア) 環境負荷の少ない製品、原材料の使用</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>調達の際、カタログ等によりエコ製品の確認を行っている。</li> <li>消費電力の少ない製品を選択している。</li> <li>リサイクルカタログを作成し、購入の際に利用。</li> <li>事前に各メーカーから情報を収集し、調達の仕様に反映させている。</li> <li>コピー用紙については、積極的に再生紙を購入し、市場の育成等にも貢献している。(本庁)</li> <li>推奨リストを配布し、環境負荷の少ない製品を購入するよう呼びかけている。(地方)</li> <li>エコマーク認定製品であるか否かを確認の上、同種類の製品で既に認定されているものがあれば、それを選択している。</li> <li>物品の調達に当たっては、事前・事後に推奨リストで製品の確認を行っている。</li> <li>物品を調達する際には、環境に悪影響を及ぼすフロンガス、塩化ビニール等の原材料を使用していない製品を指定している。</li> <li>物品の調達に当たっては、製品等の仕様等の事前確認を行い、環境負荷の少ない製品の購入に努力。(本省)</li> <li>カタログ等を入手し調査している。</li> <li>文房具については随時規格の見直しを行い、再生材料使用の物を導入している。</li> <li>環境庁の物品推奨リストを送付し、環境負荷の少ない製品等の仕様の事前確認を指導した。</li> <li>環境に配慮した物品を積極的に導入。</li> <li>展示会等に出向き、エコマーク商品等の情報を積極的に収集している。</li> <li>清掃作業に使用する化学薬品を調達する場合は担当職員が仕様書を点検し、環境負荷の少ないものを購入している。</li> <li>環境負荷の少ない製品等について、可能な限り事前確認を行うよう努めている。</li> </ul>	総理府 警察庁 公害等調整委員会 総務庁 防衛庁 環境庁 法務省 大蔵省 文部省 農林水産省 郵政省 労働省 公正取引委員会 宮内庁 会計検査院
<b>(イ) 物品等の調達に係る推奨リストの策定</b>	
<b>(4) 環境負荷の削減のための資源利用の節約</b>	
<b>(ア) 用紙類の使用量の削減</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>両面印刷、両面コピーは、支障を期さないものについて、極力行うこととしている。</li> <li>一部を除きA版化が徹底されている。</li> <li>LANシステムを整備している。</li> <li>印刷物発注等の際、原稿をFD化することにより紙の使用量を削減し、校正作業等を簡略化。</li> <li>回覧等は、可能な限り庁内LANで周知。</li> <li>コピー用紙は、各課単位で数量をまとめて把握し、適宜削減に努めている。</li> <li>PCのメール等を活用するなど簡素化を進めている。</li> <li>使用済み用紙を回覧用紙、メモ用紙として活用。</li> <li>庁内LAN、霞が関WANの利用によってペーパーレス化に努めている。</li> </ul>	警察庁 公害等調整委員会 総務庁 北海道開発庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロックスカード等によるコピー用紙、使用枚数の管理に努めている。(本庁)</li> <li>・防衛庁内部のLANシステムによりペーパーレス化を促進している。(本庁)</li> <li>・両面コピーの励行や、可能な限りOHP等を利用し、用紙類の削減に努めている。(地方)</li> <li>・各種報告書類の大きさについて、A4への統一化を進めている。(地方)</li> <li>・コピー機の横に再利用可能な回収箱を設置し、使用済み用紙をメモ用紙として使用している。(地方)</li> <li>・使用済み封筒は連絡用ラベルを貼る等して、再利用を図っている。(地方)</li> <li>・LAN設置を進めている。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は極力両面を使用し、部数を必要最小限に抑える等、削減を図っている。</li> <li>・会議資料については、必要最小限度の量としている。</li> <li>・内部資料については、裏面の使用を徹底している。</li> <li>・貼り紙やポスター等で両面コピーの徹底を周知している。</li> <li>・可能な限り両面コピーをするよう努めている。</li> <li>・使用済み用紙の裏面をメモ等として利用するようにしている。</li> <li>・各省庁や所内連絡用として使用済み封筒を活用している。</li> <li>・各種事務連絡等にパソコン(LAN)を利用して、用紙類の使用削減を図っている。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済用紙の再利用、省内LANの活用によるペーパーレス化等の点を含め、用紙類使用量の削減について電子掲示板等を通じて周知徹底を喚起している。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙は対前年比1.1%減。</li> <li>・電子メール・電子掲示板の利用によるペーパーレス化を積極的に推進。(本省)</li> <li>・書類はA4版で統一。(本省)</li> <li>・コピー機の新規導入、更新に当たっては、両面コピー機能の優れた機種を選定した。(本省)</li> <li>・節約キャンペーンの一環として、使用済み用紙の裏面使用、使用済み封筒の再利用を奨励。(本省)</li> <li>・書類はA4版で統一。(本省)</li> <li>・「行政情報化推進共通実施計画」等に基づく情報システムの整備を推進。(本省)</li> <li>・外注印刷物については、国税局・税務署の使用状況、在庫状況に応じて必要最小限の数量を刷成し、用紙類の使用量を増加させないよう努力している。(国税庁)</li> <li>・外注印刷物については可能な限り両面印刷を行うなど、用紙類の使用量を増加させないよう努力している。(国税庁)</li> </ul>	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類について、概ね年間使用量を把握し、管理し、削減を図っている。</li> <li>・日々配布するものについては両面コピーを心がけている。</li> <li>・「文部省行政情報化推進計画の改定について」に基づき、電子メディア等の利用による情報システムの整備を進め、一部情報のペーパーレス化を図った。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類については、一括購入を実施し、年間使用量を把握し、管理して削減に努めている。</li> <li>・A4版化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。</li> <li>・統計調査の概況、会議資料及び通知等の印刷については特段の理由がない限り両面印刷、コピーを実施している。</li> <li>・使用済用紙の裏面をメモ用紙等として使い、有効利用を図っている。</li> <li>・会議用資料の簡素化、A4版化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。</li> <li>・ペーパーレスシステムの確立に向け、厚生本省では平成8年12月よりクライアント/サーバー型コンピューターシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現した。このシステムにおいて電子メール、電子掲示板等を活用し、配布書類の削減を図るとともに、文書情報の電子化共有を図り、紙資源の節約を実現すべく努力している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー使用量を毎月把握しており、適時指導している。</li> <li>・省内LANを使用して、事務連絡等のコピーの削減を図っている。</li> <li>・各種報告書類はA4版に統一している。</li> <li>・複写機の蓋に貼り紙をして、両面コピーの促進をしている。</li> <li>・使用済み用紙について、回収箱を設け、メモ用紙等に使用するよう努めている。</li> <li>・会議室予約システム、掲示板システム等を導入しており、今後とも一層の整備を進めていきたい。</li> </ul>	農林水産省



具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年3月に省庁間電子文書交換システムを整備。</li> <li>・庁内LANシステムの電子メール・掲示板等を利用し、ペーパーレス化を実施。(本省)</li> <li>・会議資料の簡素化の徹底。(本省)</li> <li>・可能な限り両面コピーを行うよう徹底。(本省)</li> <li>・印刷された用紙をリサイクル可、不可に分類し、リサイクル可(重要な内容が記されていないもの)の用紙はメモ用紙として再利用。(本省)</li> </ul>	郵政省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の年間使用量については、局別に把握し管理。</li> <li>・会議資料、報告書等の規格について、部内通知を発出し、事務手続の簡素化を促進。</li> <li>・部内回覧等業務に支障のない範囲で両面コピーの徹底に努める。</li> <li>・やむを得ないものを除き使用済み用紙の裏面を使用するよう周知。</li> <li>・使用可能なものについては使用済み封筒を再度使用するよう周知。</li> <li>・やむを得ないものを除きA4版化を徹底している。</li> <li>・院内LANシステム構築による電子メールの活用のほか、文書管理システムの構築により院内文書の整理を進めている。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表資料等を両面コピーとするなど、可能な限り両面利用を推進した。</li> <li>・用紙類の使用量の削減については、使用するコピー用紙、事務用箋等は使用状況を把握し、OA機器の導入によりペーパーレス化、更に両面コピーの利用拡大、ミสปrintの再利用等で使用量の削減に努めている。</li> <li>・作成資料が無駄のないようにしている。</li> <li>・使用済み用紙の裏面をメモ用紙等に利用するとともに、使用済み封筒の再利用を積極的に実施している。</li> <li>・A4版化の徹底を実施している。</li> <li>・庁内LANの利用を積極的に行い、全庁掲示板の使用等によりペーパーレス化を進めている。</li> </ul>	公正取引委員会 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み用紙の裏面利用など使用枚数の削減は呼びかけてはいるが、業務量の増大もあり、大幅な削減は実現していない。</li> <li>・会計資料の削減、事務手続の合理化に努めている。但し、事務手続には制度化されているものが多い。</li> <li>・各種報告書類については、配付先を見直し、部数の削減に努めた。</li> <li>・両面コピーが可能なコピー機を可能な限り配備している。</li> <li>・使用済み用紙については、できるだけ裏面使用をするよう喚起している。</li> <li>・使用済み封筒については、できるだけ再利用するよう喚起している。</li> <li>・会議用資料等はA4判で統一している。</li> <li>・電子文書交換システムを導入し、現在運用中。</li> </ul>	会計検査院
<b>(イ) 公用車の台数見直し</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を検討し、整備している。</li> <li>・廃棄する車を廃棄物として処理する適正な業者を選定。</li> <li>・必要最小限の台数で運用。</li> <li>・現在のところ、削減可能な車両はない。(本庁)</li> <li>・使用を廃止する車は、更新時に業者に引き取ってもらっており、廃棄することはない。(本庁)</li> <li>・使用を廃棄する車を廃棄物として適切に処理する専門業者に委託している。(地方)</li> </ul>	警察庁 公害等調整委員会 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は必要最小限の利用である。</li> <li>・必要最小限の公用車数で運用している。(試験研究施設)</li> </ul>	科学技術庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用実態を精査し、公用車台数の見直しが可能かどうか検討した。</li> <li>・自動車の廃棄については、自動車ディーラーにおいて適正に処理されている。</li> </ul>	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用台数が増加する見込であるが、現保有台数の枠内で対応するように工夫する。(本省)</li> <li>・使用を廃止する車は、廃棄物として処分することなく、下取りとして交換契約により処理。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用実態を常に把握し、公用車台数の見直しを図っている。</li> <li>・公用車を廃棄する場合は、下取り業者に引き取らせ適切に処理させている。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の台数で運用している。</li> <li>・下取り車が廃車となる場合は適正に処理するよう指導している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の台数で運用している。</li> </ul>	運輸省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の導入と併せ、公用車両数を14台削減した。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄する場合は、産業廃棄物として適正な処理が行われるよう配慮している。</li> </ul>	労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール車を多くする等、車の効率的な運用を図っている。</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の交換に当たっては購入業者に引き取ってもらっている。</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転日誌により、各車両の運行状況を把握。(本省)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃車する車について、下取り車として適正に処理。(本省)</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車台数の見直しについて検討している。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交換の際、業者に適正に処理するよう依頼。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、使用実態の精査を行っている。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用を廃止する公用車は、全て有価物として下取りまたは売払いを行っている。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車係員の退職者不補充の方針の下、ハイヤー化を進めている。</li> </ul>	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者に対して、適切な処理を行うことを条件としている。</li> </ul>	会計検査院
<b>(ウ) 製品等の長期使用等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別回収を行っている。</li> </ul>	総理府
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤、文具等については詰替製品を活用している。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器については、自販機横に回収箱を設置し、業者による回収を図っている。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・机、椅子等の事務用品等は修理している。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・糊の液体は詰め替え用を購入している。</li> </ul>	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理可能な場合は、耐用年数及び修理費用との兼ね合いで行っている。</li> </ul>	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶、ビン、プラスチック類については分別回収を行っている。</li> </ul>	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・机、椅子等の事務用品については、可能な限り修繕に努めている。</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器、包装等の再利用に努めている。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補充、交換可能な洗剤や文具類は詰替用を購入している。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リターナブル容器の商品購入を増やしていく。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自販機の横に回収箱を設置し、空き缶等は納入業者の回収としている。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボールペン、水のり等詰め替え文具の使用を励行している。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶については、清掃業者が一括回収し、所内施設で処理(圧縮)の上、回収業者に引き渡している。(試験研究施設)</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品、電気製品等修繕可能なものについては、修繕の上、使用している。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器等については、分別回収に努めている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理実績(事務用品329件、電気製品等113件)。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の長期使用について引き続き努力する。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え可能な洗剤、文具等を極力購入。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分類回収ボックス設置場所に張り紙をして職員へ周知徹底。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器による販売自粛を売店等に要請。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕可能なものについては、修繕して使用。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルトナーカートリッジ、スタンプ台用詰め替え液等をかなり使用している。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器について、分別ボックスを設置して回収しやすくしている。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・椅子、プリンター、パソコン等、修繕に努めている。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て容器の代替と成り得るリターナブル容器(例えば原形のままりサイクルが可能な瓶)を使用した商品が流通している場合には、使い捨て容器の使用は極力避けるよう売店等を指導しているところである。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品及び電気製品等の故障の際には、容易に買換をせず修繕費及び性能の状況を考慮しつつ、修繕などの方法で長期使用を図るよう指導している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の納入に際しては、ダンボール等の包装を回収させている。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器については、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・机等の事務用品及びパソコン等の電気製品の安価な故障は、部品交換等により修繕。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部リサイクル文具について実施。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂における割り箸の使用を止め、使い捨て容器等の販売自粛等の改善を図った。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果を考慮しつつ修繕を実施し、物品使用期間の長期化を図った。なお、平成11年度修繕実績は170件。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て飲料容器について、分別回収を実施。</li> </ul>	労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の不具合、故障の際には修理可能なものについては修理し、使用している。</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(本省)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事務室にゴミの分別ボックスを設置。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・机等の不具合、電気製品の故障の際には、修繕をして長期使用を図っている。</li> </ul>	人事院

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等の調達に当たっては、詰め替え可能なものを選択している。</li> <li>・洗剤や文具類などは、詰め替え可能なもの、リサイクルしやすい製品を選択している。</li> <li>・リターナブル容器を使用する物に変更するよう検討している。</li> <li>・机等の事務用品及び電気製品等の故障の際には、極力修繕に努め、再利用及び長期使用を図っている。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え可能な洗剤、文具等を可能な限り購入している。</li> <li>・使い捨て飲料容器について、適正な回収ルートを設定した。</li> <li>・机等の事務用品の不具合等は、可能な限り修繕に努めている。</li> </ul>	会計検査院
<b>(5) 環境負荷の少ない形態の販売方法を用いる商品の選択</b>	
<b>(ア) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自販機はエネルギー消費のより少ないものを設置させている。(地方)</li> <li>・自動販売機は必要最小限の設置としており、販売機の変更の際には、エネルギー消費のより少ないものにするよう努めている。</li> </ul>	防衛庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内の自動販売機(22台)は、全て省エネタイプの機種を設置。(本省)</li> <li>・自動販売機の更新時に、夜間等節電が可能な省エネルギー型の機器を導入するよう販売業者を指導しているところである。</li> </ul>	大蔵省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置台数を17台から12台として5台削減。また、12台のうち10台を省エネルギー機種に変更。</li> <li>・更新時に省エネタイプの自動販売機を導入することとしている。</li> <li>・自動販売機はすべて省電力型である。</li> </ul>	郵政省 宮内庁 会計検査院
<b>(イ) 購入時の過剰包装の見直し</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、無包装のものを購入している。(本庁)</li> <li>・納入業者からできる限り簡略な包装で受ける。(地方)</li> <li>・関係業者に対し、不必要な包装を行わないよう指示している。</li> </ul>	防衛庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰包装の見直しについて、納入業者に対する指導を徹底。(本省)</li> <li>・簡略に包装された商品の選択購入を図っている。</li> <li>・納入物品の包装の簡素化に配慮。</li> <li>・簡易梱包で商品等受け取るようにしている。</li> </ul>	大蔵省 文部省 郵政省 人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入時の過剰包装の見直しを進め、納入業者に対する指導を行っている。</li> </ul>	会計検査院

## 2 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
<b>(1) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備</b>	
<b>(ア) 適切な汚染物質処理施設等の設置等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎階段天井のアスベストの撤去を既に実施済み。</li> <li>・法律に基づきばい煙発生施設から生じる汚染物質の削減に努力している。(本庁)</li> <li>・現在、非常用発電機のみが重油を燃料として使用している。(本庁)</li> <li>・煤煙の定期的な測定の実施や焼却炉の停止を行っている。(地方)</li> <li>・GHP式空調機器の導入を検討。(地方)</li> <li>・改修にあたっては、可能な限り環境負荷のより小さい燃料を使用する機器の導入計画を行う。(地方)</li> <li>・特定物質を取り扱う施設に対し、各種の処理装置を設置し、確実に処理するようにしている。(地方)</li> </ul>	総理府 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力汚染物質を排出しない設備(焼却施設)に更新した。(試験研究施設)</li> <li>・燃料設備の燃料について、重油よりも環境負荷が少ない都市ガスを使用している。(本庁)</li> <li>・従来から、排気処理や排水処理等を確実に行うなど、環境への負荷の低減に十分に配慮している。(試験研究施設)</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型シュレッダーを導入し、焼却炉の利用を大幅に減じた。</li> <li>・ボイラー、発電機など取替済み。</li> <li>・既存建築物に使用されていたアスベストは撤去済み。</li> <li>・冷暖房熱源は天然ガス・灯油を使用。(本省)</li> </ul>	外務省 大蔵省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>本省直轄工事において、汚染物質の排出削減のためガス焚ボイラを採用。現有施設では基準値以内である。</li> <li>燃料設備では、基本的に都市ガス、一部灯油を使用している。</li> <li>本省直轄工事において、実験排水処理設備を採用。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>中央合同庁舎5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り換え、可能な限り環境負荷の小さい燃料を使用するよう努めている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用発電機(特A重油使用)を除き、燃焼設備の燃料は全て都市ガスに更新済み。</li> <li>本省庁舎に使用されていたアスベストは、すべて撤去済み。</li> <li>冷温水発生機の燃料油として都市ガスを使用。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物のアスベストについて、昭和63年度から除去工事を実施。</li> <li>冷暖房の熱源には、より環境負荷の少ない燃料を使用。</li> <li>都市ガスや灯油を燃料とする設備に更新完了済み。</li> <li>既存建設物のアスベストの適正処理を計画的に進めている。</li> <li>アスベスト撤去済み。</li> </ul>	郵政省
	建設省
	会計検査院
<b>(イ) 省エネルギー・省資源の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎全体について熱透過性の低い窓ガラスを使用している。</li> <li>新庁舎の一部施設で断熱性能向上について計画している。(本庁)</li> <li>新庁舎において、高効率照明機器による整備を進めるとともに、導入可能な省エネ設備の計画に努めている。(本庁)</li> <li>新庁舎において、エネルギー使用の合理化が図られる設備の導入が可能な施設での実行に努めている。(本庁)</li> <li>コンクリート舗装撤去材であるコンクリート塊を再生砕石として再利用している。スラグを埋設管の埋め戻し材として使用している。(本庁)</li> <li>大会議室用空調機ファンにインバーターを設置し、適正風量にすることにより省エネが図られる。(本庁)</li> <li>太陽光利用等の自然エネルギーの利用について、一部の機関で試行的に実施している。(地方)</li> <li>地域冷暖房の事業が計画される場合は、可能な限り参加するよう検討する。(地方)</li> <li>断熱材の施行を行うとともに、断熱を考慮した開口部についても一部の地域で実施している。(地方)</li> <li>高効率照明器具の設置を進めるとともに、省エネ設備の導入及び検討を行う。(地方)</li> <li>コージェネレーション蓄熱式エアコン等の導入を検討。(地方)</li> <li>コンクリート塊等を再生砕石として路盤材、砂利地業等に再利用している。(地方)</li> <li>深夜電力による水蓄熱システムの空調設備を試行した。(地方)</li> <li>省エネを推進するため関連規則を見直し、使用電力の監視により需要電力を抑制している。(地方)</li> <li>単相変圧器に省エネ機材を設置し、省電力効果を検証している。(地方)</li> <li>ソーラー発電を導入し、省エネ化を図っている。</li> <li>廃熱回収装置を設置し、ボイラーの廃熱によりボイラー用給水を加熱して、効率化を図っている。(試験研究施設)</li> <li>研修棟に可動ひさしを取り入れている。(試験研究施設)</li> <li>窓ガラス等の一部において、遮光フィルム等で断熱を図っている。(試験研究施設)</li> <li>夜間等の利用率を考慮して、「特別高圧季節別料金制度」を採用している。(試験研究施設)</li> <li>太陽光発電設備を導入した。(本省)・エレベーターの高度制御について改修済み。(本省)</li> <li>省エネルギー型照明機器に取り替え済み。(本省)</li> <li>建設材料については、コンクリート塊等を可能な限り使用。(本省)</li> <li>照明器具については、改修時において省エネルギー型を原則として採用している。(国税庁)</li> </ul>	総理府 防衛庁
	環境庁
	大蔵省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省直轄工事において、太陽光発電設備を採用。</li> <li>・スチール製建具からアルミ製建具に改修している。</li> <li>・本省直轄工事において、断熱性向上のため複層ガラスを採用。</li> <li>・本省直轄工事において、消費電力を抑えるため、Hf型照明機器（高周波点灯型専用蛍光灯）、人感センサーによる自動点滅照明設備、昼光連動照明制御システム及びエレベーター設備にインバータ制御・省エネルギー運転管理システム（ファジー理論応用群管理方式）を採用。</li> <li>・本省直轄工事において、コージェネレーションシステムを採用。</li> <li>・本省直轄工事において、広場等の路盤材に再生砕石を採用。</li> <li>・本省直轄工事において、深夜電力を利用した蓄熱システムを採用。</li> <li>・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>インバータ機器などの省エネルギー型機器</li> <li>消費電力を抑えるHf型照明機器（高周波点灯型専用蛍光灯）</li> <li>人感センサーによる自動点滅照明設備</li> <li>コージェネレーションシステム</li> <li>太陽光発電装置</li> <li>蓄熱式空調システム</li> <li>再生骨材</li> <li>コンクリート塊等の再生資源化</li> <li>熱線反射ガラス</li> <li>エコマテリアルケーブル・電線</li> </ul> </li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より排気の際に廃熱を取り込み、中央合同庁舎第5号館の冷暖房等に再利用している。</li> <li>・中央合同庁舎第5号館に設置しているボイラーの熱気を周辺の他の庁舎に供給し、地域における冷暖房の一体化、効率化を図っている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外灯及び給排水ポンプの電力供給を太陽光発電システムで行うことを引続き検討。</li> <li>・地域冷暖房事業に参加済み。（本省5号館の熱源供給）</li> <li>・ブラインドの設置及び一部窓ガラスに遮光フィルムを使用し、冷暖房効率の向上を図っている。</li> <li>・エレベーターの運転に当たっては、インバータ制御及び群管理方式を採用。</li> <li>・照明器具の更新の際には、省エネ型を採用。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定郵便局（5局）に太陽光発電システムを導入した。</li> <li>・コージェネレーションの廃熱を温水に利用している。</li> <li>・地域冷暖房等の事業が計画されている地域では参加。</li> <li>・高度制御のエレベーターを4台、省エネ型照明器具を約20,000本導入。</li> <li>・設計図書において、材料を指定するなど環境負荷の少ない材料・工法等を採用した。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新中央合同庁舎第2号館、中央合同庁舎第4号館に太陽光発電設備を設置した。</li> <li>・複層ガラスを採用し、日射熱の軽減と断熱性を向上させた（新中央合同庁舎第2号館）。</li> <li>・エレベーターの運転の高度制御、Hf型照明器具、変風量ユニット等の省エネ機器を積極的に採用。</li> </ul>	建設省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱性能向上のためブラインドを設置するなど既に対応済み。</li> <li>・エレベーター運転の高度制御、省エネルギー型の照明器具を設置するなど既に対応済み。今後も引き続き検討する。</li> </ul>	会計検査院
<b>（ウ）水利用の合理化等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎において、排水再利用施設の設置を計画している。（本庁）</li> <li>・新庁舎において、一部の施設で感知式の洗浄弁・自動水栓を設置している。（本庁）</li> <li>・一部の施設において、中水道施設を導入している。（地方）</li> <li>・透水性舗装、浸透弁の設置を推進している。（地方）</li> <li>・排水を中水処理し、再利用している。（地方）</li> <li>・プール、浴場に水循環装置を設置している。（地方）</li> <li>・感知式の洗浄弁に逐次更新中であり、水栓には節水コマの設置を進めている。（地方）</li> <li>・ボイラー水の蒸気ドレン再利用装置を設置し、水を再利用して、熱回収を行う。（地方）</li> <li>・浴場、プールに循環濾過装置を設置し、節水の促進を図っている。（地方）</li> </ul>	防衛庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の一部を防火用水及び冷温水ポンプの冷却水に使用している。(試験研究施設)</li> <li>・浸透弁及び自然排水溝により地下浸透を図っている。(試験研究施設)</li> <li>・研究排水を浄化して、ボイラー給水及び冷却塔の給水の一部利用している。(試験研究施設)</li> <li>・トイレに感知式自動洗浄装置を導入している。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同庁舎6号館には、雨水利用設備・排水再利用設備が設置されており、平成11年度における利用量は、それぞれ約1,500トン、約3,300トンであった。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装面は透水性舗装及び浸透弁を設置。(本省)</li> <li>・中水道設備を整備済み。(本省)</li> <li>・自動洗浄弁取り付け済み。(本省)</li> <li>・流量も節水コマ取り付けにより調整済み。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事に併せて、感知式洗浄弁、自動水栓を設置している。(国税庁)</li> <li>・本省直轄工事において、浸透性舗装、浸透柵等を採用。</li> <li>・本省直轄工事において、建物内の雑排水等の再生処理を行い、便所の洗浄水として再利用するため中水処理施設を採用。</li> <li>・本省直轄工事において、節水コマ、自動感知式小便器用洗浄弁、自動感知式洗面器用水栓を設置している。</li> <li>・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 小便器の自動洗浄設備 雨水等利用設備 雨水の地下浸透施設</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より中水道設備を設置し排水の再利用を図るとともに、周辺の他の庁舎との間においても排水の受入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。</li> <li>・感知式の洗浄弁を全館に、自動水洗を一部トイレに設置し、水の有効利用を図っている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水等の利用について検討中。</li> <li>・感知式洗浄弁及び自動水洗を設置済み。</li> <li>・小便器の洗浄弁を感知式とした。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新中央合同庁舎第2号館に雨水利用設備を設置した。</li> <li>・新中央合同庁舎第2号館に排水再利用設備を設置した。</li> <li>・小便器、洗面所等に感知式の洗浄弁を平成12年度においても設置している。</li> <li>・安中研修所において、透水性舗装、浸透弁等の設置を考慮している。</li> <li>・感知式の洗浄弁等は設置済み。</li> </ul>	郵政省 建設省
<p><b>(工) 敷地等の自然環境の保全等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に植え込み、芝生等の緑地帯を設定している。(地方)</li> <li>・可能な限り、建物の屋上等の緑化についても検討。</li> <li>・緑化維持業務を業者に委託し、適切な維持管理を行っている。</li> <li>・建築物の新増設に当たっては、敷地内の自然環境の保全を図るよう努めている。</li> <li>・現在施工中の建物について、屋上緑化を計画している。(試験研究施設)</li> <li>・樹木の植栽を促し、緑化に努めている。</li> <li>・可能な限り植栽を実施しており、その保全についても専門業者に委託。(本省)</li> <li>・敷地内の可能な場所には緑地を設置済み。(本省)</li> <li>・庁舎外周及び中庭に植栽している。</li> <li>・本省直轄工事において、屋上緑化を採用。</li> <li>・従前より植栽地の手入れ(高木、中木等の剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃)を計画的に実施し、合同庁舎敷地における自然環境の保全に努めている。</li> <li>・可能な限り植栽を実施しており、その維持管理については委託業務により計画的に行っている。</li> <li>・本省庁舎前の整備を行い、植栽を実施した。</li> <li>・新増築及び改修を行った郵便局において、敷地内の緑化を実施。</li> <li>・敷地内緑化について最大限度力している。</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	郵政省 会計検査院
<p><b>(オ) 環境負荷の少ない施工作業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。(地方)</li> <li>・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。(地方)</li> <li>・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。(地方)</li> <li>・マニフェスト等で確認している。(地方)</li> </ul>	防衛庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠については、環境負荷の少ないものとするよう請負業者を指導。(本省)</li> <li>・請負業者に対し、車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制に努めるよう指導。(本省)</li> <li>・(建設廃棄物の適正処理に関して)産業廃棄物受入者の証明書の提示により確認。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省直轄工事において、工事に使用される建設機械について、低騒音型及び低振動型を使用。</li> <li>・出入車輛の排ガス等の抑制のため駐車中の車のエンジンを切るよう、協力を求めている。</li> <li>・本省直轄工事において、関係法令に従い廃棄物の処理について管理票(マニフェスト)・写真等にて確認。</li> <li>・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>水性塗料、水性吹き付け材料</li> <li>ノンフロン化対応断熱材</li> <li>再生骨材</li> <li>節水コマ</li> <li>全熱交換器</li> <li>金属製型枠</li> <li>排出ガス対策型、低騒音・低振動型施工機械</li> <li>発生土、発生コンクリート塊の再生処理</li> </ul> </li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出ガス削減のため、中央合同庁舎5号館では「アイドリング・ストップ」の呼びかけ看板を設置等、車寄せにおけるエンジン停止を励行している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入車輛の騒音、振動等の抑制に努めるよう業者に指示している。</li> <li>・(建設廃棄物の適正処理に関して)請負業者に管理票(産業廃棄物マニフェスト)を提出させ、確認している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠として金属型枠等を使用し、工法もPC化工法の採用。</li> <li>・低騒音低振動の建設機械を採用。</li> <li>・再生資源利用促進実施要領に基づき設計図書において、指定副産物の再資源化施設への搬入を指定するとともに、再生資源利用計画書等の提出を求め、請負業者に対し、再生材の利用に努めるよう周知徹底を行った。</li> <li>・建設廃棄物等の処理状況について、請負者から報告を求めるなど適正処理が推進されるよう措置を講じた。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制について現場説明時に指導。</li> <li>・状況に応じ、リサイクルすべき副産物を積極的に活用。</li> <li>・建築廃棄物の適正処理のため、調書を作成し、監督職員へ報告すべきことを仕様書等に記載している。</li> </ul>	建設省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末消火器を常設。(消防庁)</li> <li>・出入車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制について業者に指示している。</li> <li>・建築廃棄物の適正処理のため、マニフェスト伝票を提出させるなどして確認している。</li> </ul>	自治省 会計検査院
<b>(カ) その他</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設建物等では、ハロン消火設備を使用する施設を極力限定している。(地方)</li> <li>・ハロンガスの適切な回収を指示。(地方)</li> <li>・吸収式冷凍機、冷温水発生機の使用を促進。(地方)</li> <li>・ターボ冷凍機使用の場合はCFCを使用せずR-134aを使用している。(地方)</li> <li>・CFCの適切な回収を指示。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新設、更新に当たっては、環境及び人体に対する安全性に優れている新ガス(HFC-23)消火設備を使用する予定。(試験研究施設)</li> <li>・空調設備を既にCFCを使用しない吸収式冷凍機に更新している。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室等数か所にハロン消火設備を使用している。</li> <li>・消火設備の新設に当たっては、新ガス消火設備(ハロン代替消火設備)を導入。(本省)</li> </ul>	法務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン消火設備が不要となった場合は、関係機関を活用し、再利用を実施。(本省)</li> <li>・フロン1.3.4.a(オゾン層破壊係数ゼロ)の設備に更新済み(空調設備)。(本省)</li> <li>・本省直轄工事において、窒素式不活性ガス消火設備を採用。</li> <li>・本省直轄工事において、空気調和設備の熱源機器に吸収式冷温水発生器を採用。</li> <li>・CFCを使用しない空調設備を採用している。</li> </ul>	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備には、水漏れに弱いもの以外は、使用していない。</li> <li>・庁舎全体の空調については、庁舎の営繕計画に基づいて適切に使用されている。</li> <li>・厨房の冷凍設備等適切に回収し、再利用されている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍機については、CFCを使用しない吸収式冷凍機に更新済み。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン消火設備を使用しないこととしている。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン消火設備を使用しない設備を電算室に設置（地下2階労働省単独施設）。</li> </ul>	労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロン消火設備を使用しないこととしている。</li> </ul>	建設省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備について、CFCを使用するものは採用しない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFCの使用を廃止する場合は適切に回収し、再生工場にて処理する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備の新設、更新に当たって、CFCを使用しないものを選択している。</li> </ul>	会計検査院
<b>(2) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理及びその周辺の自然環境の保全</b>	
<b>(ア) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターボ冷凍機の定期整備では適正な方法により回収を実施している。また、回収期間は2年に1回としている。（本庁）</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食厨房からの廃水処理において油分離槽に微生物自然活性システムを導入し、油分離を行っている。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFCの適切な回収を指示。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水再利用設備及び緑地等については、保守等の委託契約を締結し、日常の管理の徹底を図っている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎食堂厨房からの排水に対し、排水除害処理設備を設置している。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の徹底を図るため専門業者へ委託。（本省）</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地管理の徹底を図る。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より中水道設備を設置し排水の再利用を図るとともに、周辺の他の庁舎との間においても排水の受入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍機については、CFCを使用しない吸収式冷凍機に更新済み。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物処理施設、植栽の保守点検は定期的実施している。</li> </ul>	会計検査院
<b>(イ) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・植え込み等の適切な維持管理を実施している。（本庁）</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝等の定期的な清掃を実施し、美観の保持を図っている。（本庁）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学肥料は努めて使用しない。除草剤等を使用する場合は使用地域を限定する。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の日を定め、基地内の環境美化を促進。基地周辺の自治会等と連携し、環境保全に努めている。（地方）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・美観の保持、生態系の保全に努めている。（試験研究施設）</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物周辺へも適宜、植栽している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央合同庁舎6号館敷地内には約8,000㎡の植え込みと約500本の高木が植栽されており、また、業務委託により管理・清掃を行わせて、美観の保持に努めている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理を図るため、専門業者へ委託。（本省）</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落葉等は維持管理を受託した業者が回収。（本省）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草及び刈り込み等を行い、適切な維持管理を図っている。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関周り、庁舎外回り、庁舎中庭等について清掃作業対象とし、美観の保持に努めている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の植栽目的や機能を充分発揮できるよう剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃を年間を通して計画的に行うと共に雑草処理については、農薬の使用を避け、人力による除草を行うなど、周辺の自然環境の保全に配慮した環境整備を実施している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・植え込みについては、専門業者に外注し、適切な維持管理を行っている。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新增築及び改修を行った郵便局の敷地の緑化をはじめ、環境施策の試行局等では屋上緑化を推進中。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上樹木剪定を実施。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の手入れ等で発生した枝幹類は、粉碎処理をしてコンポスト化、あるいは歩道に敷き込む等の取組を昨年度に引き続き実施した。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に樹木の維持管理を実施している。</li> </ul>	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に清掃を実施している。</li> </ul>	



具体的取組事例	省庁名
<b>(ウ) 地域づくりにおける健全で恵み豊かな環境の確保への貢献</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内での工事では公共水地への環境保全に配慮し、設計に赤土等流出防止対策を講じている。(地方)</li> <li>・土木工事における法面工には可能な限り法面緑化工法を採用し、景観保全に努めている。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観保全に配慮した本省庁舎前の整備を実施。</li> <li>・それぞれの地域の植生にあった苗木を植える「ふるさとの森」による緑化を実施する等、自然環境との調和に配慮。</li> </ul>	農林水産省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当するような事業を実施していない。</li> </ul>	会計検査院

### 3 その他行政事務に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
<b>(1) 環境負荷削減のための資源・エネルギー利用の節約</b>	
<b>(ア) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、コピー機は省エネ型の製品を購入している。</li> <li>・定時退庁日の夕方に庁内放送を行う等、周知活動を行っている。</li> <li>・連絡会議等を通じ、各部局に周知徹底を図っている。</li> </ul>	総理府
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等には、節電機能を有する機種を選択している。</li> <li>・省エネ型蛍光灯を購入している。</li> <li>・昼休みの消灯、OA機器の消灯を励行。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器の新規購入時には、エネルギー消費の少ないものを購入するよう努めている。(本庁)</li> <li>・定期的に巡回して室温を確認し、風量等の調整により適温化を図っている。(本庁)</li> <li>・エネルギー供給施設の各計器類を定期的に確認し、負荷に応じた適正運転を行っている。(本庁)</li> <li>・ポスター等により、階段を利用するよう励行している。(本庁)</li> <li>・照明機器の修理時には、安定器及び蛍光管は省エネ型を使用している。(本庁)</li> <li>・昼休みの消灯の徹底を図っている。(本庁、地方)</li> <li>・定時退庁日には放送を流し、周知徹底を図っている。(本庁)</li> <li>・OA機器は、計画的にエネ型の更新に努めている。(地方)</li> <li>・室内温度の適温化を徹底している。(地方)</li> </ul>	公害等調整委員会 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時退庁日において、昼および定時前に定時退庁日である旨、アナウンスを行い定時退庁を喚起している。</li> <li>・夏期休暇に引き続く有給休暇の取得促進を行っている。</li> </ul>	経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機については、待機時に自動的に消費電力を落とすなど、推奨リスト等を踏まえた省エネルギー対策の施された製品を利用している。</li> <li>・全職員に対して省エネ型のパソコンを導入した。</li> <li>・室内に温度計を設置し、空調の適温化に心がけている。</li> <li>・「夏季の執務室での軽装の励行」を実施している。</li> <li>・負荷の変動と合わせ、自動制御により冷凍機ポンプ、ボイラー等の台数制御を行い、適正な運転管理を行っている。(試験研究施設)</li> <li>・照明の必要性が低い箇所の蛍光灯は取り外し、必要最小限の照明を確保している。</li> <li>・一部に省エネ型の蛍光灯を導入している。廊下等については、日中の消灯や間引き照明を行っている。(試験研究施設)</li> <li>・昼休み時間は執務室内の消灯を行っている。</li> <li>・定時退庁日には、可能な限り、早期に退庁することとしている。</li> <li>・タクシー利用時には相乗りを励行している。</li> </ul>	環境庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機システムの機種変更に当たっては、すべての機器について国際エネルギースタープログラム適合機種を採用。</li> <li>・職員に対して直近階への移動の際の階段利用を奨励した。</li> <li>・当庁は全省庁一斉定時退庁日（毎週水曜日）の他に、毎週金曜日及び俸給等の支給日を定時退庁日として設けており、一斉定時退庁日には、庁内放送により職員の定時退庁の周知徹底と促進を図っている。また、毎月1回定時退庁実施状況調査を行い、結果を基に各所属に対して、省エネ、職員の健康管理等の観点から、水曜日の午後5時以降の会議を行わないように指導している。</li> <li>・有給休暇の計画的消化を一層徹底するとともに超過勤務の削減に努めるため、各職員の夏期等における休暇計画を出させて、計画的な休暇の使用と事務の見直しによる業務執行を促している。（ただし、省庁再編に関する業務のため、部局によっては、通常の年より夜間残業が増えたところがあった。）</li> </ul>	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調自動制御装置により、事務室等の適温化が図られるよう空調設備の運転管理を行っている。</li> <li>・省エネルギー型の蛍光灯を使用することにより、エネルギー使用量の抑制に努めている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜日の午後5時30分に定時退庁を促す省内放送を行っている。</li> <li>・OA機器等の借上げに当たっては、交換又は新規導入時にエネルギー消費のより少ない物を選定している。（本省）</li> <li>・空調設備の適正運転により、適温化を徹底。（本省）</li> <li>・エネルギー供給設備の適正な運転管理を徹底。（本省）</li> <li>・利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を積極的に実施。（本省）</li> <li>・省エネルギー型の照明機器を取付。（本省）</li> </ul>	外務省 大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器等は概ねエネルギースターマーク付の製品等を使用している。</li> <li>・冷暖房の運転基準を設け、空調設備の適正運転を図っている。</li> <li>・エネルギー供給設備については、職員及び外注により人員を配置し、適正な運転管理を図っている。</li> <li>・夜間には、エレベーター4台のうち2台を休止している。また、階段利用の立て札を配置している。</li> <li>・人感センサーによる自動点滅照明設備の設置を進めている。照明センサー付きの照明器具を設置して省エネルギーに努めている。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン等OA機器の導入に当たっては、性能・価格等に支障のない限り、「省電力設計」を指示し調達を行っている。</li> <li>・合同庁舎における冷暖房の温度設定は省エネルギー・省資源対策推進会議の決定（冷房28度、暖房20度）に沿って実施している。</li> <li>・廊下等の共用部分、オフィスにおいても昼休み消灯など抑制に努めている。</li> <li>・職員の年次休暇の消化については、月1日は取得するよう呼びかけるとともに、定時退庁日を水曜日に以外に設け、夜間残業の削減についても努めている。</li> <li>・照明については明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。更に、廊下等共用部分において一部の蛍光灯を消灯し、抑制に努めている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器等については、随時、省エネルギー型に更新している。</li> <li>・事務室等の空調は冷房は28度、暖房は19度に設定。</li> <li>・エレベーターは登庁時間を除いて間引き運転を実施。</li> <li>・事務室照明の一斉消灯を実施（昼休み、夜間）。また、蛍光灯は全て省エネタイプを使用しており、廊下については、歩行に支障のない程度に調光している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調の適温化を図った。</li> <li>・エネルギー供給設備について、冷房は冷房用冷凍機3台中2台に制限して運転、暖房は暖房階数を減じて運転。</li> <li>・エレベーターについては、平日は夜間帯・早朝時間（19:00～翌6:00）に10台中2台休止、休日は10台中8台を終日休止。</li> <li>・全省庁一斉定時退庁日（水曜）及び郵政省定時退庁日（金曜）に庁内放送で早期退庁を促進。</li> <li>・職員の記念日等における連続休暇の取得を促進するなど、有給休暇の計画的取得を促進。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催会議は昼間に行っている。</li> </ul>	労働省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、コピー機の更新の際、省エネルギー型の機器を選択。(本省)</li> <li>・蛍光灯は省エネルギー型を購入。(本省)</li> <li>・水曜日に定時退庁を促す庁内放送を実施。(本省)</li> <li>・年次休暇等の計画的消化の促進について文書通知により周知。(本省)</li> <li>・パソコン等、OA機器の未使用時には、こまめに電源を切るように徹底。(本省、消防庁)</li> <li>・エレベーターロビーの照明の間引きによる節電。(本省、消防庁)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機等について省エネ型のものを使用。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯は省エネ型のものを使用。</li> <li>・新規購入及び買い換えに当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。</li> <li>・職員に対し、直近階への階段利用の徹底及びエレベーターの間引き運転を実施。</li> <li>・定時退庁日における庁内一斉放送の実施により、職員の意識を高めている。</li> <li>・年次休暇等の計画的使用について文書で職員に周知させている。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新の際は、エネルギー効率のよいものを購入するよう努めている。</li> <li>・空調設備の適正運転を実施中。</li> <li>・職員に対する近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を検討中。</li> <li>・省エネルギー型の照明機器を設置済み。</li> </ul>	会計検査院
<b>(イ) 庁舎における節水等の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子トイレには流水音発生器を設置している。</li> <li>・節水コマを設置し、必要最小限の水圧に努めている。(本庁)</li> <li>・手洗いタンクの中にペットボトルを入れて節水に努めている。(地方)</li> <li>・流水音発生器の設置を進めている。(地方)</li> </ul>	警察庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の男子小便器において、水洗タンクの元栓を止め、節水を図っている。 (試験研究施設)</li> <li>・流水音発生器を一部のトイレに設置している。(試験研究施設)</li> <li>・節水コマを洗面所に設置し、水道水圧を低めに設定し節水を図っている。 (試験研究施設)</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洗浄水は排水再利用水を使用し、植込みの灌水は雨水を利用する等して節水に努めている。</li> <li>・洗面所等には節水コマを取り付けている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水コマ取り付け済み。(本省)</li> <li>・摩耗等したコマは随時取り替えを行い、節水に努力。(本省)</li> <li>・男子小便器には節水装置を設置している。(国税庁)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水音発生器は設置済みである。</li> <li>・自動水洗に切替を行った。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水コマについては、設置済みであり、又、水栓の調節による水圧の調整についても適宜実施している。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省庁舎トイレにおいて、フラッシュバルブを節水型に取替済み。</li> <li>・女性用トイレには全て流水音発生器を設置済み。</li> <li>・節水コマに取替済み。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洗浄用水は、食堂等で使用した水を中水製造装置により活用。</li> <li>・洗面所において水道水圧を低く設定。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を実施。</li> <li>・水栓には必要に応じて節水コマを取り付け、水道水圧を低めに設定。</li> <li>・バルブ調整により、水道水圧を低めに設定している。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バルブ調整により、水道水圧を低めに設定している。</li> </ul>	会計検査院
<b>(ウ) 公用車等の利用合理化等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバス、ワゴン車を利用し、相乗り等を奨励している。</li> <li>・タクシーを利用する場合には、できる限り相乗りを実施している。</li> </ul>	総理府
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転日報の提出により、各車両の運行状況を把握。</li> <li>・共用自転車の導入。</li> </ul>	公害等調整委員会

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日報により、燃料使用量等を把握している。(本庁、地方)</li> <li>・待機中のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止について、事務連絡等により、周知徹底を図っている。(本庁、地方)</li> <li>・毎週1回、タイヤ空気圧調整等の定期点検を行っている。(本庁)</li> <li>・共用自転車を一部部署において導入しているが、全庁レベルの導入は費用対効果の面から検討中である。(本庁)</li> <li>・タクシー利用を要請するため、相乗りを励行している。</li> <li>・来庁者に対する自動車利用の抑制について、ポスターの掲示等により呼びかけに努めている。(地方)</li> <li>・エネルギー供給施設の運転管理について、機会あるごとに見回りを行い、注意している。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同庁舎のため当庁では管理を行っていないが、管理官庁において適温化を図っている。</li> </ul>	経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行距離、燃費、給油量を把握している。</li> <li>・天然ガス(CNG)車について走行距離、燃料使用量の調査を行い、運行計画の参考としている。</li> <li>・公用車の利用に当たっては、可能な限り、相乗りを行うよう指導している。</li> <li>・タクシー券は、国会等深夜に及ぶ業務で公共の交通機関が利用できなくなった場合に限り利用している。</li> <li>・アイドリングストップ等に関し、ポスターの掲示による来庁者への呼びかけを行っている。</li> <li>・施設公開時など来所者に対して、公共輸送機関を利用するようPRしている。(試験研究施設)</li> <li>・室内に温度計を設置し、空調の適温化に心掛けている。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車1台毎の走行距離、燃費等を把握するなど、燃料使用量の調査をきめ細かく行った。</li> <li>・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底した。</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の定期的な自動車の整備の励行を図った。</li> <li>・職員に対し、相乗りの励行等公用車の利用の効率化を図った。</li> <li>・来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼びかけた。</li> <li>・法定点検をはじめ、運転前後の点検を徹底している。</li> </ul>	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車や燃料設備における走行距離・燃料使用量の把握を励行している。(1か月毎に記録をとっている。)</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の定期点検について、1年に1回定期点検を行っている他、必要に応じ随時点検整備を実施。</li> </ul>	法務省 外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車1台毎や燃料設備毎の走行距離・燃費を把握するなど、燃料使用量の調査をきめ細かく実施。(本省)</li> <li>・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底。(本省)</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を徹底。(本省)</li> <li>・マイクロバス等を運行し、相乗りを励行する等公用車の効率的な利用を実施。(本省)</li> <li>・タクシー券については、年度始めに各局課単位で使用枚数枠を設定して削減を要請し、使用状況の把握を適宜行うと共に、使用に際しては極力相乗りするよう指導。(本省)</li> <li>・空調設備の適正運転により、適温化を徹底。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行距離、燃費の把握を行っている。</li> <li>・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を徹底している。</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を実施している。</li> <li>・公共輸送機関の利用の励行などにより、公用車の利用の効率化を図っている。</li> <li>・タクシー券を適切に管理している。</li> <li>・駐車スペースの面からも、自動車利用の抑制を図っている。</li> <li>・空調設備の適正な運転を図っている。</li> </ul>	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排気ガス削減のため、合同庁舎第5号館では「アイドリング・ストップ」の呼びかけ看板を設置する等、車寄せにおけるエンジン停止を励行している。</li> <li>・公用車の整備点検を定期的に行っている。</li> <li>・相乗りはもちろんのこと、公共交通機関を利用できる所は公用車を使用しないように努めている。</li> <li>・合同庁舎における冷暖房の温度設定は省エネルギー・省資源対策推進会議の決定（冷房28度、暖房20度）に沿って実施している。また、照明については明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。更に廊下等の共用部分において一部蛍光灯を消灯し、抑制に努めている。以上のように合同庁舎におけるエネルギー使用量の抑制を図り、省資源、省エネルギーに努めている。</li> </ul>	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料使用量の調査は、運行日誌等により実施済み。</li> <li>・環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底することについては、日頃から実施済み。</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の車の整備については、決定点検の他に毎月ノーカーデーの日に各自が行っている。</li> <li>・公用車の利用効率化を図るため、本省庁では勤務時間中の集中管理方式を実施。</li> <li>・タクシー使用基準により適切な管理、指導を行っている。</li> <li>・事務室内の空調は冷房は28度、暖房は19度に設定。</li> <li>・エネルギー供給設備を地域熱源方式に改修し、機器もより効率のよいものを採用。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常業務において、走行距離を日毎に集計し、燃料使用量を把握。</li> <li>・不要なアイドリングの中止等についてミーティング等を通じて一層の周知徹底を図った。</li> <li>・定期的官用車の点検・整備を行った。</li> <li>・日常の配車業務において、相乗りを励行。</li> <li>・深夜帰宅、来客送迎等、タクシー利用事由を制限し、タクシー利用を抑制。</li> <li>・日常、公共交通機関の利用を呼びかけ、協力要請。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を運転担当者に対し徹底。（本省）</li> <li>・タイヤ空気圧調整等について法定点検等で実施。（本省）</li> <li>・タクシー券の適切な管理を徹底し、タクシー券の使用を抑制し、相乗りの奨励等タクシー利用の効率化を促進。（本省）</li> <li>・折りたたみ自転車の利用。（消防庁）</li> <li>・運転日報の提出を義務付けている。</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急のタクシー利用を抑制するため、各局指導を励行。</li> </ul>	内閣法制局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台ごとに走行距離・燃費等を記録し、使用量の調査も行っている。</li> <li>・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を運転担当者に徹底している。</li> <li>・タイヤ空気圧調整等について、始業点検、定期点検は必ず行い、それに加え、長距離運転の前にも臨時点検を実施している。</li> <li>・運転担当者が調整し、相乗りに努めている。また、複数が乗車できる車両を導入し、計画的に運行している。</li> <li>・タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制している。</li> </ul>	人事院 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転日報の提出により、走行距離等の把握を行っている。</li> <li>・環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底する。</li> <li>・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を行っている。</li> <li>・なるべく相乗りなどして、効率よく利用している。</li> <li>・タクシー券に関しては、厳しく管理している。</li> <li>・空調設備の適正運転実施中。</li> </ul>	会計検査院
<p><b>(2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進等</b>  <b>(ア) 廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルが行いやすい製品の有無について調達の際に確認を行っている。</li> </ul>	総理府
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機等のトナーカートリッジについて、販売店を通じて回収をさせている。</li> <li>・使用済トナーカートリッジについては、販売業者に回収させている。</li> </ul>	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ゴミについては、厨房に別容器を設置している。</li> <li>・コピー、プリンタ共にリサイクル製品を使用。</li> </ul>	公害等調整委員会

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入時には、環境に配慮した製品を選択するように努める。(本庁)</li> <li>・分別回収ボックスを計画的に設置している。(本庁)</li> <li>・コピー機、プリンターのトナーカートリッジについては、業者回収としている。(本庁、地方)</li> <li>・排水口に分離槽を設け、生ゴミの施設外流出を防止している。(地方)</li> <li>・一部において、脱水機による残飯の減量化を行い、また、バイオ菌によるゴミ処理機の導入も進めている。(地方)</li> </ul>	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品については、パーツの付け替え可能な製品を積極的に活用している。</li> <li>・研究用を除き、事務部門では使い捨て製品の購入をしないように努めている。(試験研究施設)</li> <li>・両面コピー・裏面の活用等により、使用量の抑制等に努めている。</li> <li>・ピン、缶、プラスチック等徹底した分別を行っている。</li> <li>・分別回収ボックスを課室単位で設置し、分別して回収している。</li> <li>・秘密文書以外は、シュレッダーを使用しないように努めている。</li> <li>・プリンター等のトナーカートリッジは業者が回収している。</li> <li>・再生トナーカートリッジを購入している。</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・省内LAN等の活用により、紙の使用量の抑制に努めている。</li> <li>・リサイクルボックスを設置し、分別回収の徹底に努めている。</li> <li>・文書一斉整理期間を設け、秘密文書以外のものを分別回収している。</li> <li>・毎月、トナーカートリッジの回収の機会を設け、リサイクルに努めている。</li> <li>・廃棄物の分別収集(ピン、カン、ペットボトル)を行うことにより、リサイクルに努め、廃棄物の減量化を図っている。</li> </ul>	法務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各室から回収したトナーカートリッジを毎週1回リサイクル業者に引き渡している。</li> <li>・各階の湯沸し室にある流し台に三角コーナーを置き、生ゴミ等の流出を抑制している。</li> </ul>	外務省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物管理責任者を選任の上、毎年「再利用計画書」を東京都に提出。(本省)</li> <li>・事務室の規模に応じて、事務室毎に分別回収ボックスを設置し、分別回収を徹底。(本省)</li> <li>・流し台等厨房施設の排水口にゴミ受けを設置し、生ゴミを除去し、極力排水中に混入することを抑制。(本省)</li> </ul>	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て製品の使用や購入の抑制を極力図っている。</li> <li>・紙の発注数量のチェックをしている。</li> <li>・各事務所毎にびん、缶、可燃物、不燃物を分別できるようにボックスを設置し、分別回収の徹底を図っている。</li> <li>・使用済みのトナーカートリッジは回収している。</li> <li>・率先実行計画の趣旨を踏まえ、廃棄物中の可燃ゴミのリサイクルを推進した。</li> <li>・使用済みコピー用紙及び古新聞を業者に回収してもらい、再利用してもらっている。</li> <li>・国立学校等施設整備に関し、廃石膏ボードの分別解体を推進している。</li> </ul>	文部省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品及び電気製品等の故障の際は容易に買い換をせず、修繕費及び性能の状況を考慮し、修繕などの方法で長期使用を図るよう指導している。</li> <li>・両面コピーなどを心掛け、なるべく紙の使用量を少なくするよう努めている。</li> <li>・各部屋に分別回収ボックスを設置し、上質紙、新聞、雑誌等に分け、発生古紙を執務室の段階で分別している。</li> <li>・シュレッダーの設置は必要な箇所だけの設置のため、秘密文書の廃棄の場合だけ使用されている。</li> <li>・コピー機、プリンターのトナーカートリッジについては、メーカーで回収及びリサイクルを行っている。</li> <li>・厨房を使用する職員等に対しては、生ごみ等が排水に流れ込まないように注意するよう指導しているとともに、排水口に網を設置し、生ごみ等が排水に混入することを抑制しているところである。</li> </ul>	厚生省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品納入時に使用された段ボール箱を他の物品の保管用として利用する等、再利用を図っている。</li> <li>・使い捨て製品の購入を抑制している。</li> <li>・両面コピーの励行、毎月の紙の使用状況を把握して、紙の使用量の抑制を図っている。</li> <li>・リサイクルボックスを全職員に配布し分別回収に努めている。</li> <li>・個人用ごみ箱を順次減らすよう努める。</li> <li>・シュレッダーについては、秘密文書等の書類に限定して使用している。</li> <li>・トナーカートリッジは、メーカーに一括して回収、処分を依頼している。</li> </ul>	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機等のトナーカートリッジに関しては、リサイクルしやすい素材の物を使用。</li> </ul>	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、トナーカートリッジの回収は業者に任せている。</li> <li>・個人用古紙回収ボックス等を配備し分別回収の徹底を図っている。</li> <li>・分別回収ボックスを各事務室に適切に配置。</li> <li>・個人用ごみ箱は3人程度に1個配備。</li> <li>・食堂従業員が必ず食べ残しを捨てた上で食器洗浄するようにし、抑制を図っている。</li> </ul>	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集ボックスを各執務室に設置。(本省)</li> <li>・個人用のゴミ箱を廃止し、個人毎に分別回収ボックスを設置。(本省)</li> <li>・コピー機の使用済みトナーカートリッジを業者により回収。(本省)</li> <li>・コピー機のホチキス、トナーカートリッジのリサイクル徹底。(本省)</li> <li>・レーザープリンター(LAN用)のトナーカートリッジにリサイクル製品の一部導入。(本省)</li> </ul>	自治省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文書以外は、適当な大きさに裁断してメモ用紙として再利用。(本省、消防庁)</li> <li>・修繕テープなど詰め替え製品の対応ができる物品等については順次導入するようにしている。</li> <li>・雑誌、コピー用紙、新聞紙、カン類、ピン類、可燃、不燃の分別回収を実施。</li> <li>・各事務室に分別回収ボックスを設置。</li> <li>・個人用のゴミ箱についても分別収集の対象としている。</li> <li>・重要文書以外の文書はシュレッダーを使用しないよう指導。</li> <li>・コピー機、FAX、プリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収を実施。</li> <li>・給湯室に三角コーナーを設置。</li> </ul>	人事院
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等の調達に当たっては、詰め替え可能なものを選択している。</li> <li>・洗剤や文具類などは詰め替え可能なもの、リサイクルしやすい製品を選択している。</li> <li>・各部局において、独自に分別用ボックスを設置し、対応している。</li> <li>・シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄のみに使用するよう職員に周知している。</li> <li>・コピー機、パソコンプリンターの使用済みトナーカートリッジ等は、リサイクル可能なものは、一か所に集め定期的に業者に回収してもらっている。</li> <li>・厨房及び食器等洗浄場所において、生ゴミが流れないように水切を配置している。</li> </ul>	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え可能なものについては、可能な限り購入している。</li> <li>・文具類の一部についてリサイクル製品を取り入れているが、さらにその推進を図る。</li> <li>・室内にビニール・プラスチック用のゴミ箱を設置し、分別回収を実施している。</li> <li>・分別回収ボックスは、人数に応じて配置している。</li> <li>・人数に対して適当なゴミ箱を配置している。</li> <li>・シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみに制限するよう検討している。</li> <li>・トナーカートリッジの回収は行っているが、リサイクルについては検討中である。</li> </ul>	会計検査院
<b>(3) 環境汚染等の防止に配慮した各種行政事務の実施</b>	
<b>(ア) 環境汚染等の防止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、ばい煙発生施設の測定を定期的実施。</li> <li>・ボイラー及び焼却炉の適正運転及び定期的な測定を実施し、適正な排出の維持を図っている。(本庁)</li> </ul>	総理府 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に水質検査を実施し、適正な排水の維持を図っている。(本庁)</li> <li>・大気汚染物質の測定を行い、排出量を把握している。(試験研究施設)</li> <li>・水質汚濁物質については、毎月環境測定を実施し、常に排出量を把握し適切に処理している。(試験研究施設)</li> </ul>	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修所施設内焼却炉の使用を中止し、廃棄物は処理業者に委託した。</li> <li>・ばい煙発生施設のばい煙量を測定し、適切な管理に努力。(本省)</li> <li>・現有のばい煙発生施設の設備で基準値以内である。</li> <li>・排出基準及び排水基準の遵守を徹底している。</li> </ul>	外務省 大蔵省 文部省

具体的取組事例	省庁名
・定期的に排水の水質検査を行っている。また、排出量については、極力削減するよう関係各所に指導している。	農林水産省
・中水道設備の使用により水質汚濁物質の排出量を削減。	郵政省
・毎月、下水の水質検査を実施し、水質基準の遵守を徹底。	宮内庁
・ばい煙排出量調査を年2回実施している。	会計検査院
・庁舎排水分析を行っており、適宜適正に管理をしている。	

#### 4 環境保全に関する職員に対する研修等の実施

具体的取組事例	省庁名
<b>(1) 職員の環境保全意識の向上</b>	
<b>(ア) 環境に関する研修及び情報提供の積極的実施</b>	
・環境研修センターでの研修及びビル管理技術者講習の受講等、計画的に実施している。(本庁)	防衛庁
・環境保全活動に関する様々な情報を提供して、環境に対する意識の向上に努めている。(地方)	
・環境庁等が主催する研修へ職員を積極的に参加させている。(地方)	
・部隊が所在する自治体が行う環境整備活動へ積極的に参加し、部隊周辺の清掃等を行っている。(地方)	
・率先実行計画の周知徹底を図るため、地方支分部局職員等を対象とした説明会を全国11か所において開催している。	環境庁
・庁内LANに「率先実行計画」や「夏季の軽装の励行」について掲示し、職員に周知徹底を図っている。	
・環境庁主催の研修を庁内に紹介し、職員の積極的な参加を促した。	国土庁
・ポスターの掲示、パンフレットの配付等により環境に関する情報提供を積極的に実施し、職員の環境保全意識の向上を図る。	法務省
・地球規模(環境問題)の研修を実施。	外務省
・新任係長研修及び国立学校等地区別係長研修において、環境問題の講義を取り入れた。	文部省
・初任施設担当職員研修及び施設担当係長研修において、環境保全に関する講義等を実施。	
・国立大学等部課長会議などにおいて、率先実行計画の趣旨の徹底を図った。	厚生省
・環境保全だけを目的とした研修の実施は行っていないが、種職員を対象とした「政策研修」において環境に関する講義を設け、職員の環境に対する意識の啓発を図っている。	
・環境政策研修を実施した。	通商産業省
・郵政研修所及び郵政大学校における授業の中で環境保全に関する意識啓発を図った。電気通信研修所の電波監視科訓練の中で電磁環境対策の授業を実施。	郵政省
・雑誌「郵政」に現在の環境問題やその解決方法について記事を提供。	
・環境庁主催「率先実行計画に関する地方支分部局等職員説明会」に参加した。(本省)	自治省
・職員への環境に関する研修及び情報提供を積極的に実施。	宮内庁
<b>(イ) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励</b>	
・自治体が主催する環境美化運動に積極的に参加等。(地方)	防衛庁
・グリーンデー等各種清掃活動事業に参加。	環境庁
・霞ヶ関周辺の一斉清掃活動に参加を希望した職員はすべて参加した。	文部省
・環境保全活動への参加を目的とした対策は特に講じていないが、年次休暇取得促進の観点から、職員が休暇をとりやすい環境づくりに取組むよう各種会議等を活用して指導している。	厚生省